

博士前期課程出願資格について

選抜試験により出願資格が異なりますので、出願を希望する選抜試験の出願資格をよくご確認ください。出願資格を満たしていない場合は、出願書類を提出しても受理されませんのでご注意ください。

(1) 一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜

- 一般選抜
下記の①～⑩のいずれかに該当する者
 - 社会人特別選抜
次の要件A又はBに該当する者で、下記の①～⑧及び⑩のいずれかに該当するもの。ただし、見込みの者は除きます。
要件A：出願時において、企業、官公庁、研究機関等に正規職員として1年以上勤務する者で、所属長又はこれに準ずる者から本研究科の受験を承諾されたもの
要件B：要件Aに該当しない者で、過去の実務経験や国家資格の取得等により、社会人特別選抜による受験が妥当であると志望する専攻が認めたもの
 - 外国人留学生特別選抜
出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を取得又は取得見込みの外国人（日本国籍を有しない者）で、下記の①～⑦及び⑩のいずれかに該当する者
- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学を卒業した者及び平成31年3月31日までに卒業見込みの者。
 - ② 学校教育法第104条第4項の規定により大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び平成31年3月31日までに授与される見込みの者
 - ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者
 - ⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成31年3月31日にまでに修了見込みの者
 - ⑧ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号による）
〔旧大学令による大学を卒業した者及び文部科学省所管外の大学校等を卒業した者等〕
 - ⑨ 平成31年3月31日において、次のア～エのいずれかに該当する者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
ア 大学に3年以上在学した者
イ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
エ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑩ 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に本研究科に入

- 学を希望するもので、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑩ 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成31年3月31日までに22歳に達するもの

- 【注】 1. 出願資格⑨、⑩、⑪による出願を希望する者は、「入学資格審査について」を参照してください。
2. 社会人特別選抜で要件Bによる出願を希望する者は、出願前に三重大学工学研究科チーム学務担当にご連絡ください。
3. 外国人留学生特別選抜で合格し、入学しても、「留学」の在留資格を取得していない場合は、留学生（「留学」の在留資格を有する者）を対象とした各種奨学金や学生寮等への申請資格はありません。

入学資格審査【出願資格⑨、⑩、⑪により出願する者】

出願資格⑨、⑩、⑪による出願を希望する者は、以下の手続により事前審査を受けてください。

(1) 申請期間

平成30年10月22日(月) から11月9日(金) 17時まで (必着)

(2) 申請方法

申請期間内に以下の＜入学資格審査申請書類等＞を、郵送又は持参により三重大学工学研究科チーム学務担当へ提出してください。

＜入学資格審査申請書類等＞

| 書類等 | | 出願資格 | 摘要 |
|-----|------------------|-------|---|
| ア | 入学資格審査申請書 | ⑨、⑩、⑪ | 【本研究科所定の用紙】 |
| イ | 履歴書 | ⑨、⑩、⑪ | 【本研究科所定の用紙】 |
| ウ | 在学大学等の在学証明書 | ⑨、⑩ | 出身大学(学校)所定のもの (本学工学部在学者は不要です。) |
| エ | 在学大学等の成績証明書 | ⑨、⑩ | 発行者において厳封したもの |
| オ | 在学大学等の教育課程表(写し) | ⑨、⑩ | 履修案内や授業要目に記載されている、授業科目表及び卒業(修了)要件のコピー (本学工学部在学者は不要です。) |
| カ | 最終出身学校の卒業(修了)証明書 | ⑪ | 出身学校所定のもの |
| キ | 最終出身学校等の成績証明書 | ⑪ | 発行者において厳封したもの |
| ク | 研究等業績調書 | ⑪ | 【本研究科所定の用紙】 研究歴、業績(公表論文、報告書、活動記録、取得資格等)を記入してください。 |
| ケ | 研究歴を証明する書類 | ⑪ | 研究等業績調書に記載の研究歴、業績(公表論文、報告書、活動記録、取得資格等)に関する資料 |
| コ | 志望理由書 | ⑨、⑩、⑪ | 【本研究科所定の用紙】 |

(3) 申請に関する注意事項

- ① 【本研究科所定の用紙】は、事前に三重大学工学研究科チーム学務担当に請求してください。
- ② 郵送により申請する場合は、「書留郵便」としてください。なお、申請期間を過ぎて到着したものは受理いたしませんので、郵便事情を考慮のうえ、余裕を持って発送してください。
- ③ 持参により申請する場合は、9時から17時までを受付時間とします。(土曜・日曜・祝日を除く)
- ④ 電話・FAX・電子メール等による申請は受け付けません。
- ⑤ 申請書類の提出後の内容変更は認めません。

(4) 入学資格審査の方法及び審査結果の通知

入学資格審査は提出された書類により行い、審査結果は平成30年11月22日(木)以降に本人宛に速達郵便にて通知します。また、入学資格が認定された者には「入学資格認定書」を交付します。

(5) 入学資格認定後の出願手続について

- ① 入学資格を認定された者は、結果通知とあわせて送付する案内と、「Ⅲ 出願手続」(3～5ページ)に基づき、出願の手続を行ってください。
- ② 社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜の受験を希望する場合は、各選抜試験で定める要件を満たしていないと、出願書類を提出しても受理されません。
- ③ 出願書類のうち入学資格審査申請の際に提出した書類については、再提出の必要はありません。
- ④ 出願資格⑩について、入学資格を認定されたが諸般の事情により当該年度に受験できなかった、受験したが不合格だったなどの場合は、次年度に実施の入学試験に限り、審査結果を有効とします。

(6) 最終成績審査

出願資格⑨、⑩により受験し合格した者に対し、平成31年3月に出身大学等の成績証明書により最終成績審査を行います。

審査の詳細については、合格通知書を送付する際に改めて通知します。

(7) 飛び入学に関する注意事項

出願資格⑨により本研究科に入学した者の学部学生としての学籍上の身分は退学となりますので、種々の国家試験、資格試験で大学の学部を卒業することを受験資格としているものについては、受験資格がないこととなります。